

福井市中学校における部活動の方針

平成31年3月

福井市教育委員会

はじめに

中学校の部活動は、中学校学習指導要領に「学校教育の一環」として位置づけられています。スポーツや文化、科学等に興味と関心をもつ同好の生徒が参加し、スポーツや文化、科学等を通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です。生徒が興味・関心のある活動に取り組むことを通して、主体性を育て、個性や可能性を伸ばすことができます。また、目標に向かって仲間と協力する大切さや、努力を重ねてやり遂げた喜びや感動を味わい、仲間や指導者等とつながる社会性を育むことができます。さらに、部活動での教えや経験したことが、社会人になって役に立ったり、生きていく上での支えになったりします。加えて、部活動で取り組んだスポーツ活動や文化活動が、その後の自分の生活を豊かにします。

このように部活動は、本市の学校教育目標「郷土福井に誇りを持ち、たくましく生きる子どもの育成」の大きな柱である「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」を実現する上で必要かつ、効果的な教育活動です。

今回、スポーツ庁が平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、文化庁が平成30年12月に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を公表したこと、福井県教育委員会が平成31年2月に「部活動の在り方に関する方針」を公表したことに伴い、生徒にとって一層有意義な活動とするための指針として、部活動の意義・目的や休養日、活動時間等を規定した「福井市中学校における部活動の方針」を策定します。

本方針が各中学校の教職員はもとより、家庭、地域および部活動に関連する各種団体に広く共有され、生徒主体の教育活動として、部活動が適切に運営されることを目指します。

平成31年3月

福井市教育委員会

1 部活動の意義・目的

部活動は、人間形成に資するものであり、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動である。よって学校教育の一環として教育課程との関連を図り、学校全体で組織的かつ計画的に実施しなければならない。

ア 心身の成長が著しい中学生期の生徒にとって、部活動は、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく好機であり、すべての生徒が意欲的に取り組める体制を整えることが求められている。そこで、生徒自らが目標を設定し、その達成に向けて粘り強く挑戦するとともに、公正と規律を尊ぶ態度を身に付けるなど、自己の成長を促していくことが最大限に尊重されなければならない。

また、部活動は学級や学年の枠を越えて行われる集団活動であり、生徒が互いに協力し、切磋琢磨するとともに、自己の役割や責任を果たすことにより、集団づくりに寄与していく。さらに、集団での達成感を味わうことなどを通して、他者を思いやる心や好ましい人間関係、連帯感などの社会性を育むことにもなる。

なお、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しむためには、日頃の指導において、大会やコンクール等の結果のみを目的とするのではなく、それに向けた生徒一人一人の取組状況や体力・技能等の向上について、適切な指導や支援策を講じることが必要である。その結果、生徒自身が充実感や達成感を味わうことを通して、その活動に自分なりの意義を見出すことができるようにすることが大切である。

イ 部活動は、生徒の生涯にわたる人間形成の基盤づくりにとって重要な役割を果たす活動であるとの認識に立ち、部活動に関わる様々な人々や各種団体の理解と協力を得てスポーツや文化、科学等に親しむことで、「自ら学び考え行動する力」の育成を目指す。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、「福井市中学校における部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。その際、次の項目を明確に記載し、各教科等の授業、生徒会活動、学校行事等との調整を図った上で作成にあたる。

ねらい・目標

設置部活動および指導者

活動時間及び休養日

危機管理に関する体制

体罰等の防止体制

大会やコンクール、イベント等の年間計画

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）ならびに毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針および活動計画等を、便りやホームページへの掲載等により公表し、保護者や地域等の理解や協力を十分に得て、部活動の適切な運営に活かす。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

学校においては、1つの部活動を複数体制で指導できるよう、教員数（教諭定数）のおおむね2分の1程度の部活動数になるよう見直しを行っていく。

イ 校長は、生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、必要があれば福井市教育委員会と協議の上、教職員の多忙化解消や専門的な技術指導の充実に向けて部活動指導員や地域スポーツ指導者等の外部指導者を積極的に活用する。

なお、部活動指導員や地域スポーツ指導者の任用・配置に当たっては、学校教育

について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付けや教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、定期的に指導を行う。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営および管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画や実施報告の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや文化、科学等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長および部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）および体罰・ハラスメントの防止を徹底する。特に熱中症事故防止について理解を深め、適切な措置を講じる。（例：気象庁や環境省が発表する情報等に十分留意し、気温や湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。状況によっては、活動の中止や延期、見直し等、適切な対応を検討する。）

イ 部活動顧問は、休養を適切に取ることが必要であること、また、その活動内容に即しながら過度の練習がスポーツ障害・外傷等の様々なリスクを高めることを正しく理解する。さらに、生徒が生涯を通じてスポーツや文化、科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、コミュニケーションを十分に図りながら、生徒が意欲を失

うことなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、自主的・自発的な活動を促す。

ウ 部活動顧問は、中央競技団体や関係団体等が作成した部活動における指導手引き等を活用して、競技やコンクール等、分野の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

部活動における休養日および活動時間については、成長期にある生徒が、活動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中、週当たり2日以上の休養日を設ける。

平日は少なくとも1日、土曜日および日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週に振り替え、土曜日・日曜日・祝日または振替休日において年間5日以上の部活動休養日を確保する。なお、長期休業中も、この基準に準ずる。

イ 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ウ 生徒の登下校時刻の適正化や過度の練習によるスポーツ障害の防止等の観点と、教員の勤務時間の適正化の観点から、朝練習は原則として行わないこと。

エ 活動場所が山、海、湖、川、専用施設など、特殊な環境であることや、降雪等の気象条件の影響で屋外競技の活動場所が限られることにより、始業前に活動すること、または1日の活動時間を増やすことが必要になる場合には、事前に校長の承認を得ること。その際、その後に休養日を設けるなど、生徒のバランスのとれた生活に支障が生じないように配慮すること。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

ア 校長は、部活動が生徒の自主的・自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が性別や障害の有無を問わず、生徒の多様なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいよう、多様なレベルや生徒のニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置するよう努める。

イ 市教育委員会は、生徒数減少等の理由により、単一の学校でチームを結成することができない（競技として成立する人数に満たない）場合には、二校以上による合同チームを編成・設置し、活動するなど、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、合同部活動等の取組みを推進する。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 校長は、教育上の意義と照らし合わせ、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会やコンクール、イベント等を精査する。

イ 校長は、各部が参加する大会・試合やコンクール・コンテスト等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・イベント等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう配慮する。

7 その他

小学校においても、本市の「部活動の方針」に準ずることとする。